

あわら市新型インフルエンザ等対策行動計画

あ わ ら 市



平成 26 年 3 月

目 次

<総論>

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 流行規模及び被害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 発生段階の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 行動計画7項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

<各論>

- 7 発生段階ごとの対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 準備段階 未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 対応段階 海外発生期・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (3) 対応段階 県または市内未発生期・・・・・・・・ 21
 - (4) 対応段階 県または市内発生早期・・・・・・・・ 23
 - (5) 対応段階 県または市内感染期・・・・・・・・ 26
 - (6) 対応段階 小康期・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

<参考>

- 8 発生段階における主要7項目の主な対策について・・・・・・・・ 31

1 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。そうした場合、ほとんどの人がそのウイルスに対し抵抗力(免疫)を有していないためパンデミック(世界的な大流行)を起こす可能性がある。

近年では、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ(H1N1)は、瞬く間に世界中に拡がり、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計され、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人となった。

他方、近年、東南アジアなどを中心に、鳥類間で高原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)が流行し、全世界で人への感染が確認され、死亡例も報告されている。今後、このような鳥インフルエンザのウイルスが変異すること等により、強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

このような状況から、国では平成17年11月に「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」、平成19年3月に「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定した。その後、科学的知見の蓄積を踏まえ、数次にわたり部分的な改定を行い、平成21年2月には抜本的に改定した。

さらに、平成21年に流行した新型インフルエンザ(H1N1)での対策経緯等を踏まえ、平成23年9月に行動計画を改定するとともに、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定された。

福井県では、平成21年3月に抜本改定した「福井県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づいて新型インフルエンザ対策を講じてきたところであるが、今回の国の行動計画策定等を受け、平成25年12月「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、従来の感染症対策の枠組みを越えて、危機管理としての認識のもと、全庁横断的な取り組みを強力的に推進することとした。

あわら市でも、国、県の改定を受け、新型インフルエンザの脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保する必要があることから、県行動計画と整合性を保ちつつ、抜本改定した「あわら市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、市としての対策を推進する。

2 基本的な考え方

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能である。また、地球規模で多くの人・物が短時間にダイナミックに動いている時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザの発生が起これば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。

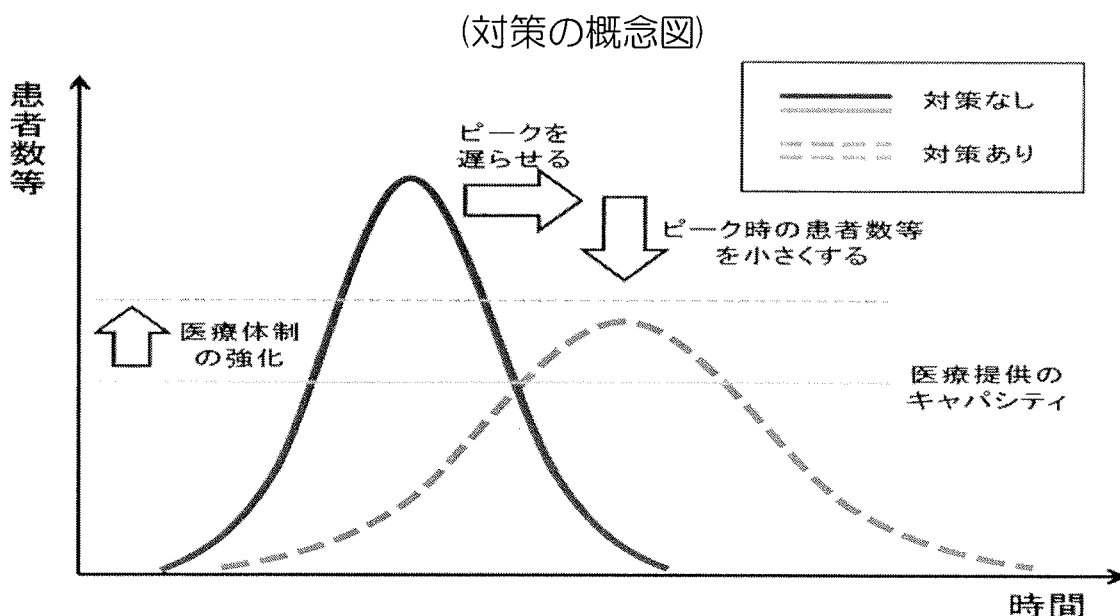
わが国で新型インフルエンザの発生があった場合、これを早期に封じ込めることは重要であるが、封じ込めが出来ず感染拡大が起こった場合、その被害を抑制して、死亡者や健康被害を少なくし、社会・経済を維持していくことが重要な課題である。したがって、次の2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

以上の2点を踏まえ、発生・流行時に想定される状況を念頭に置き、新型インフルエンザの発生段階の状況に応じて、本市における行動計画をあらかじめ確立しておく必要がある。また、この行動計画を事前に関係者に広く周知し、具体的な行動を速やかにとることが出来るよう準備しておく必要がある。

本行動計画は、県行動計画との整合性を保ちつつ、対策の基本方針を示すものであり、具体的な対策については順次講じていくものとする。

なお、新型インフルエンザの発生時期や形態についての予測は常に変わりうるなどから、国や県の動きを注視しながら、常に本行動計画を見直すとともに、必要に応じてその都度、修正を行うこととする。



3 流行規模および被害の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいが、国の行動計画(平成 25 年 6 月改正)及び県の行動計画(平成 25 年 12 月改正)において推計された健康被害を前提とした。

国の行動計画では、CDC(米国疾病管理センター)における推計モデルにより試算した推計値をもとに、流行規模の想定を行っており、全人口の 25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。

国の予測を基に、アジアインフルエンザ等を中等度(致死率 0.53%)、スペインインフルエンザを重度(致死率 2.0%)とすると、本市は次表のように推計される。

また、国の推計方法によると、全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続という仮定の下で、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10 万 1 千人(流行発生から 5 週目)と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数はさらに増加すると推計されている。

これを踏まえ、あわら市における流行規模と被害想定を人口比率により推計し、試算した。

新型インフルエンザ等発生時の流行規模および被害等想定

全人口の 25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計			
	全国	福井県	あわら市
受診患者数	約 1,300 万人 ～2,500 万人	約 84,000 人 ～ 161,000 人	約 3,160 人 ～ 6,060 人
医療による介入や我が国の衛生状況を考慮しない場合			
入院患者数(中等度)	約 53 万人	約 3,400 人	約 120 人
入院患者数(重度)	約 200 万人	約 12,900 人	約 480 人
死亡者数(中等度)	約 17 万人	約 1,100 人	約 40 人
死亡者数(重度)	約 64 万人	約 4,100 人	約 150 人
全人口の 25%が罹患し、流行が 8 週間続く場合			
1 日当たり 最大入院患者数	10 万 1 千人	651 人	25 人
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標	国 2,650 万人分 都道府県 2,650 万人分 流通 400 万人分	国 168 千人分 県 168 千人分 流通 25 千人分	

※ 中等度 アジアインフルエンザの致死率 0.53%で算出

※ 重度 スペインインフルエンザの致死率 2%で算出

4 発生段階の考え方

国の計画では、新型インフルエンザが発生する前から、海外での発生、国内での発生から、大流行を迎え、小康状態に至るまでを大きく5段階に分類し、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、「新型インフルエンザ対策本部」（以下「政府対策本部」という）が決定することとしている。

国は、平成25年6月の改定において、様々な地域での発生状況に応じ、医療提供や感染拡大防止策等について、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断するものとした。

また、国内発生早期と国内感染期における地域ごとの発生段階を併せて示している。

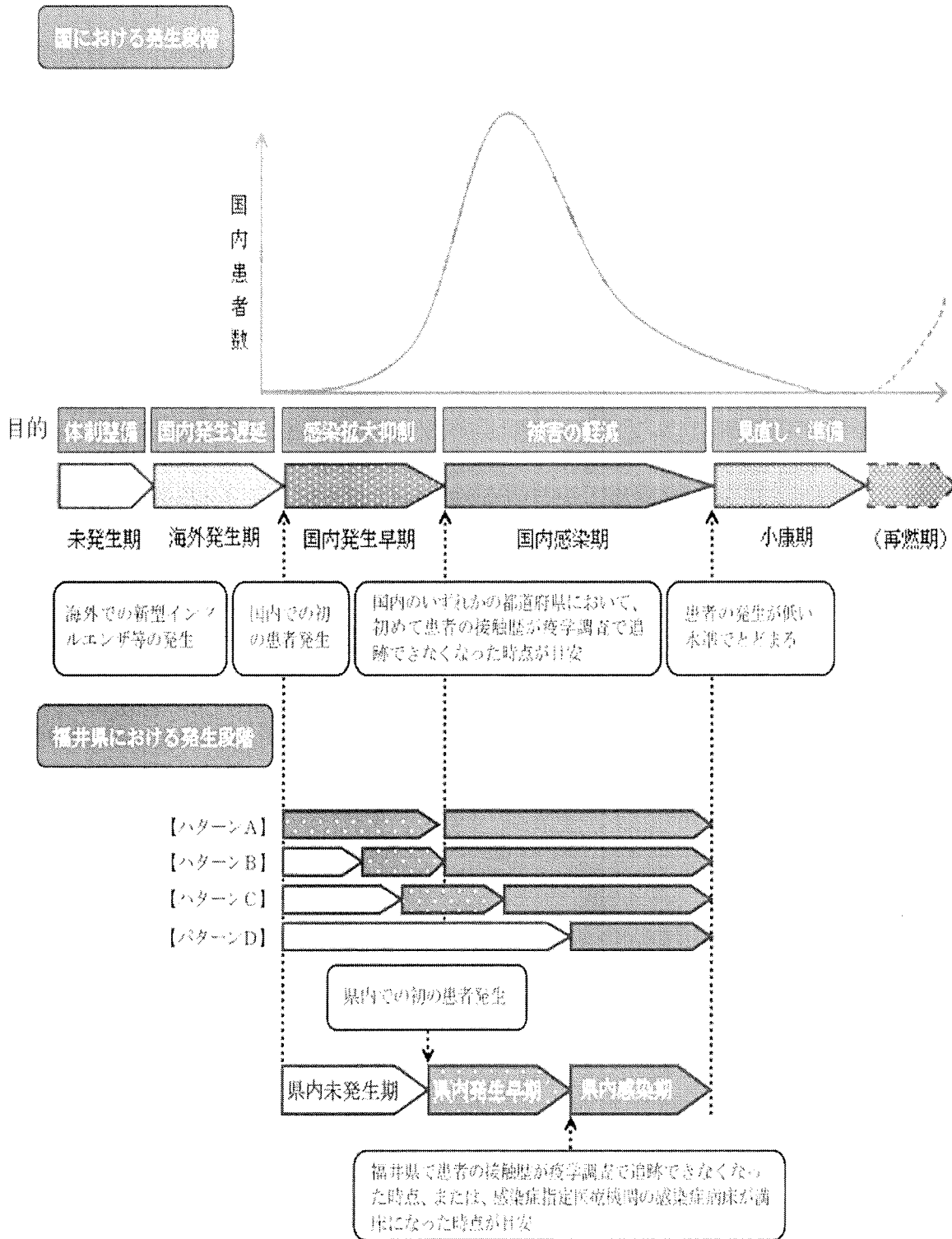
したがって、市は国や県及び関係機関等と連携し、各段階に応じて対策を実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意が必要である。

国の想定する発生段階

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (福井県未発生期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生していない状態
	(福井県発生早期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 (福井県感染期) 県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～蔓延～患者減少
小康期	新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(参考) ※「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋



5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を準備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関およびアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。

そのうえで、国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県、本市の役割

県および市町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【あわら市】

本市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

なお、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定および地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要7項目

本行動計画においては、新型インフルエンザ対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」及び「生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するために下記の7項目に分けて立案している。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 予防接種
- (7) 市民生活・経済の安定の確保

各項目に含まれる内容は以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて各部課等横断的な「あわら市新型インフルエンザ等対策連絡会」(以下「市対策連絡会」)を開催し、関係課等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

新型インフルエンザが発生した場合、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合等、生命・健康に莫大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されており、危機管理の問題として取組む必要がある。このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

国・県は、海外で新型インフルエンザ等が発生した時に対策本部が設置される。

あわら市としては、国内発生期以降、国から緊急事態宣言が発令されたときは、特措法に基づき、直ちに、「あわら市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「市対策本部」)を設置し、市対策本部会議を開催し、県及び関係機関との連携を強化し、関係法令等や行動計画に基づき、必要な対策を講ずる。

あわら市新型インフルエンザ等対策連絡会				
委員長	市民福祉部長			
連絡会委員	関係課課長			
事務局	局長	健康長寿課長	局員	局長が指名する職員
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集と共有 ・ 対応策の検討や対応体制の確認 ・ 市民への適正な情報提供 ・ 市民、職員等への感染防止策の周知 ・ 関係機関との連絡、調整 等 			

あわら市新型インフルエンザ等対策本部			
本部長	市長		
副本部長	副市長		
参与（本部員）	教育長		
本部員	各部（局）長・理事		
事務局	局長	健康長寿課長	局長が指名する職員
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画実施に関すること。 ・ 新型インフルエンザ情報の収集、伝達に関すること。 ・ 職員の配備に関すること。 ・ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。 ・ 県の対策本部との連携に関すること。 ・ 他市町との連携に関すること。 ・ その他新型インフルエンザ対策に関する重要な事項の決定に関すること 		

(2) 情報収集

県で実施している従来型インフルエンザおよび鳥インフルエンザのサーベイランスより、新型インフルエンザ等の発生をいち早く察知し、効果的な対策の実施に結びつける。

また、県のサーベイランスから得られる情報に、国等から得た海外および国内の新型インフルエンザ等発生状況や抗インフルエンザウイルス薬の有効性等の情報を加え、対策の推進に反映する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報の媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、受取手に応じた情報提供が求められるので、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、児童、生徒等に対して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生後における市民への情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じ、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策決定のプロセス(科学的知見を踏まえ、どのような状況を考慮し、どのような判断がなされたか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にし、患者等の人権にも十分配慮した分かりやすい情報提供を行う。

また、県とともに市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター(以下「相談窓口」という。)を設置し、適切な情報提供を行う。市民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、情報提供に反映する。

オ 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、担当者が適時適切に情報を共有する。

このため、あわら市における広報担当を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、市内及び県内等の発生状況・対応状況等について、定期的に情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

まん延防止対策は、地域対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることも踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

イ 主なまん延防止策

個人における対策については、手洗い・うがい、マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うとされており、市民に対して迅速に状況の理解と協力を求めている。

地域対策・職場対策については、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うとされており、学校等各施設に対し迅速に状況の理解と協力を求めている。

そのほか、新型インフルエンザ等が海外で発生した際には、発生動向や水際対策について把握する。感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等対策は、国家レベルの危機管理対策であることから、抗インフルエンザウイルス薬は、国や県が計画的に備蓄し、健康被害の拡大や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることが重要である。

市は、県が設置する医師会および医療機関の関係者等からなる地域調整会議に参加し、地域の実状に応じた医療体制の整備や、帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公的機関等リストの事前作成についての準備状況の情報を得る。

(6) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることに繋がる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として集団的接種により接種を実施することから、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

イ 住民に対する予防接種(住民接種)

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

住民接種については、市民に対し、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、地区市医師会等と協力し、未発生期から以下に列挙する事項に留意し、県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

- ・ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ・ 接種場所の確保（公民館、保健センター、学校等）
- ・ 接種に要する器具等の確保
- ・ 接種に関する住民への周知方法（予約方法等）

<政府行動計画抜粋>

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなれている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

①医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③成人・若年者

④高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群
（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、基本的な考え方を踏まえ決定する。

（7） 市民生活・経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、市、医療機関、事業者は、特措法に基づき事前の準備を行うことが重要である。

(参考) ※「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋

特定接種の対象となり得る公務員

- ・新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	職種
対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	県および市町の新型インフルエンザ等対策本部員
対策本部の事務	県および市町の新型インフルエンザ等対策本部事務局職員
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	衛生環境研究センター職員
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	健康福祉センター職員 市町保健師、市町保健センター職員
新型インフルエンザ等対策に必要な予算の議決、議会への報告	県および市町議会議員
議会の運営	県および市町議会関係職員
医療施設周辺における警戒活動等	警察職員

- ・新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる県民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や本県の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	職種
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員
緊急消火、救助等	消防職員、消防団員

- ・民間の登録事業者と同様の業務

特定接種の対象となる職務	職種
新型インフルエンザ等医療	県立、市町立の医療施設職員
社会保険、社会福祉、介護事業	県立、市町立の介護、福祉施設職員
電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業 火葬および墓地管理業、産業廃棄物処理業 上水道業、河川管理および用水供給業、 工業用水道業、下水道業	各業に従事する職員

7 発生段階ごとの対策

(1) 【準備段階】未発生期

○状態
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が頻発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
○目的
<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備え、庁内推進体制の整備及び準備を行う ・関係機関と連携し、発生の早期確認に努める

(具体的対策)

1) 実施体制	関係課等
<p>ア 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民福祉部長を責任者とする「市対策連絡会」を設置し、海外での患者発生と対応状況を確認するとともに国内での患者発生や流行に備えて対策を講じる。 <p>イ 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」に参加し、発生時における地域医療体制の確保や情報交換、蔓延防止に関する協議を行う。 <p>ウ 行動計画の作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を策定し、必要に応じて随時見直していく。 	健康長寿課 総務課
2) 情報収集	
<p>ア 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランスから得られる情報及び新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集を行う。 	健康長寿課 総務課
3) 情報提供・共有	
<p>ア 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県との連携の下、情報収集に努め、ホームページ・広報等、多様な媒体を用い、市民に情報の提供を的確に行う。 ・一般的な予防策として、帰宅時のうがい、手洗いの徹底、咳などの症状が出た場合のマスクの早期着用、体調不良時の十分な休息等の周知をする。 <p>イ 体制整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等を対象に研修会等を開催し、情報の共有化を図る。 ・市民の相談に対応する「相談窓口」の設置準備を行う。 	健康長寿課 総務課 政策課 教育総務課 子育て支援課

4) 予防・まん延防止	
<p>ア 感染予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の普及、体調不良時の不要な外出を控える等基本的な感染対策について理解促進を図る。 	健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課
5) 医療	
<p>ア 医療体制の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 県主催の地域調整会議に参加し、医療体制の整備や、帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公的機関等リストの事前作成についての準備状況の情報を得る。 	健康長寿課 総務課
6) 予防接種	
<p>ア 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の要領に基づき、特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。 <p>イ 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条3項に基づき、市民に対し、速やかに接種するための体制を構築する。 <p>市民に対し、速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者・学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討する。</p>	健康長寿課 総務課
7) 生活・経済の安定の確保	
<p>ア 要援護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内感染期における児童、高齢者障害者等の要援護者への支援(見守り、訪問看護、介護、食事提供等、医療機関への搬送)や自宅で死亡した場合の対応等について検討する。 <p>イ 物資および資材の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等により確保する。 <p>ウ 火葬能力等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。 	健康長寿課 総務課 市民生活課 福祉課 教育総務課 子育て支援課

(参考) ※「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋

【インフルエンザの感染経路と注意事項】

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染である。

- 飛沫感染：感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを健康な人が吸入することによって感染する。
- 接触感染：感染した人がくしゃみや咳を手で押さえた後や、鼻水を手でぬぐった後に、机やドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスが付着することがある。その付着したウイルスに健康な人が手で触れ、その手で目や鼻、口に再び触れることにより、粘膜・結膜などを通じてウイルスが体の中に入り感染する。

新型インフルエンザの予防には、通常のインフルエンザに対する下記のような取組みを習慣づけておくことが重要であり、一人一人がいわゆる「咳エチケット」を心がけることが求められる。

「咳エチケット」

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

<方法>

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1~2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）でおさえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

「咳エチケット」以外にも、次の点について心がけることが求められる。

- 帰宅後や不特定多数の者が触るようなものに触れた後の手洗い・うがいを日常的に行うこと
- 手洗いは、石鹸を用いて最低 15 秒以上行うことが望ましく、洗った後は、清潔な布やペーパータオル等で水を十分に拭き取ること
- 感染者の 2メートル以内に近づかないようにすること
- 流行地への渡航、人込みや繁華街への不要不急な外出を控えること
- 十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つこと

【個人等での事前の準備の促進】

• 家庭での備蓄

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合には、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響が出ることも予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが重要である。

このため、災害時のように最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくこと、外出用のマスクを一人当たり25枚程度備蓄しておくことが推奨される。

• 体調管理および予防接種

糖尿病や高血圧症などの慢性疾患の病状が安定していない場合は、新型インフルエンザ等に感染しやすくなると考えられているので、平常より主治医による治療を受けておくことが望まれる。

新型インフルエンザ等の発生時に、自分が感染したと誤解して帰国者・接触者外来を受診することを防ぐため、麻疹（はしか）や通常のインフルエンザのような新型インフルエンザと区別がつきにくい発熱性の疾患については、予防接種を受けておくことが望ましい。また、他の感染症（結核や百日咳など）にかかると、新型インフルエンザ等に感染しやすくなるため、予防接種法に定められている定期の予防接種はきちんと受けておくことが重要である。

(2) 【対応段階】 海外発生期

○状態
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
○目的
<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備え、体制の整備を行う。 ・国内侵入の状況等を注視し、発生の早期確認に努める。

(具体的対策)

1) 実施体制	関係課等
<p>ア 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（県）内発生に備え、市対策連絡会会議を開催し、危機管理体制を確立するとともに、県や関係機関と連携を強化する。 ・坂井市及び加賀市との情報交換体制を整備する。 	健康長寿課 総務課
2) 情報収集	
<p>ア 情報収集の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報などについて、国や県等、関係機関を通じて情報収集の強化に努める。 ・市内小中学校、保育所等でのインフルエンザ集団発生状況の把握を強化する。 	健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課
3) 情報提供・共有	
<p>ア 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報担当チームを設置し、情報提供の一元化を図り、海外での発生状況を市民及び公共施設・観光施設、事業所、養鶏農家等に対し、ちらし・ホームページ・広報等、多様な媒体により迅速かつ正確に、情報提供を行うとともに、感染予防策、相談体制等について周知する。 <p>イ 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策連絡会を通じ、最新情報を提供し市内での共有化を図る。 ・医師会及び関係機関と患者の発生状況や感染予防対策等について情報を共有する。 <p>ウ 体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの一般的な問い合わせや生活相談等広範な内容についても対応できる「相談窓口」を設置し、国が策定した Q&A 等の情報をもとに適切な情報を提供する。 	健康長寿課 総務課 政策課 教育総務課 子育て支援課 商工観光課 農林水産課

4) 予防・まん延防止	
<p>ア 感染予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業所、福祉施設等に手洗い・うがい、マスク着用・咳エチケット・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 	健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課
5) 医療	
<p>ア 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携を図りながら、医療機関・医師会等に対し、市内発生時の医療体制についての協力を要請する。 	健康長寿課 総務課
6) 予防接種	
<p>ア 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の決定に基づき、特定接種対象者に対して、県と連携して、集団接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 <p>イ 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携して、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種または、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。 ・国の要請により、速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。 	健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課
7) 生活・経済の安定の確保	
<p>ア 要援護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での発生状況を要援護者や協力者へ連絡する。 ・感染期の要援護者への生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応等支援に備える。 <p>イ 物資及び資材の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄に努める。 <p>ウ 遺体の火葬・安置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力を超える場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 	健康長寿課 総務課 市民生活課 福祉課 教育総務課 子育て支援課

(3) 【対応段階】 県または市内未発生期

○状態
・国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での発生がない状態
○目的
・国内における発生動向等の情報を収集し、市民等に対し、適切に提供する。 ・県・市内発生に備えて体制の整備を行う。

(具体的対策)

1) 実施体制	関係課等
ア 実施体制 ・国から緊急事態宣言がなされた場合、速やかに「市対策本部」を設置し、具体的な対応を実施する。	健康長寿課 総務課
2) 情報収集	
ア 情報収集の強化 ・県内外の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、情報収集を行う。 ・市内小中学校、保育所等でのインフルエンザ集団発生状況の把握を強化する。 ・集客施設等に関する情報を収集する。	健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課 観光商工課
3) 情報提供・共有	
ア 情報提供 ・広報担当より、国内での発生状況を市民及び公共施設・観光施設、事業所、養鶏農家等に対し、ちらし・ホームページ・広報等、多様な媒体により迅速かつ正確に、情報提供を行うとともに、感染予防策、相談体制等について周知する。	健康長寿課 総務課 政策課 教育総務課 子育て支援課 商工観光課 農林水産課
イ 情報共有 ・市対策連絡会議を通じ、最新情報を提供し庁内での共有化を図る。 ・医師会及び関係機関と患者の発生状況や感染予防対策等について情報を共有する。	
ウ 体制整備 ・連絡会議の開催や迅速な情報提供ができるように、医師会及び関係機関と、緊急連絡網の整備を図る。 ・「相談窓口」での対応を継続する。	
4) 予防・まん延防止	
ア 感染予防対策強化 ・県・市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染対策の強化を促す。 ・発生地域への不要不急の外出の自粛を要請する。	健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課

5) 医療	
<p>ア 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携を図りながら、医療機関・医師会等に対し、県・市内発生時の医療体制についての協力を要請する。 <p>イ 医療物資の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、医療機関等への放出方法等を把握する。 	健康長寿課 総務課
6) 予防接種	
<p>ア 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の実施を進める。 <p>イ 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民接種を供給が可能になり次第、国・県と連携して、実施を進める。 ・ワクチン接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておき、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布しておく。 	健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課
7) 生活・経済の安定の確保	
<p>ア 要援護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染期の要援護者への生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応等支援に備える。 <p>イ 市民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品や生活必需品を適切に備蓄するよう呼びかける。 <p>ウ 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力を超える場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 	健康長寿課 総務課 市民生活課 福祉課 教育総務課 子育て支援課 観光商工課

(4) 【対応段階】 県または市内発生早期

○状態
<ul style="list-style-type: none"> 県または市内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
○目的
<ul style="list-style-type: none"> 県・市内における発生動向等の情報を収集し、市民のパニック防止に努めると共に支援を行う。 市内での感染拡大をできる限り抑える。

(具体的対策)

1) 実施体制	関係課等
<p>ア 市対策本部の準備及び設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに「市対策本部」を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。 県内および近隣自治体の発生状況に注意し、市内感染期に向けた体制準備を進める。 	健康長寿課 総務課 政策課 教育総務課 子育て支援課 福祉課 市民生活課 上下水道課 観光商工課 農林水産課
2) 情報収集	
<p>ア 情報収集の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内および県内外・市内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、情報収集を行う。 市内小中学校、保育所、福祉施設等での新型インフルエンザ発生状況の把握を強化する。 	健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課
3) 情報提供・共有	
<p>ア 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報担当を中心に、県内・市内発生状況、感染予防策、相談・医療体制等について、市民及び公共施設・観光施設、事業所、養鶏農家等に対し、多様な広報手段を活用して、迅速かつ正確に情報提供を行う。 事業所、福祉施設等に対して、感染予防策の徹底を要請すると共にインフルエンザ様症状の認められた者に対する出勤停止、早期での医療機関受診を促すよう要請する。 医師会及び関係機関に対し、迅速かつ正確に情報提供を行う。 	健康長寿課 総務課 政策課 教育総務課 子育て支援課 福祉課 市民生活課 観光商工課 農林水産課

<p>イ 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会及び関係機関と患者の発生状況や感染予防対策等について情報を共有する。 ・市対策連絡会議を通じ、最新情報を提供し市内での共有化を図る <p>ウ 体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談窓口である「相談窓口」を充実・強化し、継続して対応する。 	
<p>4) 予防・まん延防止</p>	
<p>ア 感染予防・まん延防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「まん延防止に関するガイドライン」等に基づき、市内の感染拡大防止に努める。 ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人ごみを避けること等の基本的な感染症対策等を勧奨する。また、事業所に対し当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 ・市民に対し、不要不急の外出を控えるよう呼びかける。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ・必要に応じて、学校・保育施設等において臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう要請する。 	<p>健康長寿課 総務課 政策課 教育総務課 子育て支援課 福祉課 市民生活課 上下水道課 観光商工課 農林水産課</p>
<p>5) 医療</p>	
<p>ア 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携を図りながら、医療機関・医師会等に対し、医療体制についての協力を要請する。 <p>イ 医療物資の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、医療機関等への放出状況等および予防投与状況を把握する。 	<p>健康長寿課 総務課</p>
<p>6) 予防接種</p>	
<p>ア 特例接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例接種の実施を進める。 <p>イ 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の実施を進める ・具体的な接種方法、実施場所、相談窓口、ワクチン接種の目的や有効性・安全性、副反応などの、住民接種に関する情報を出来る限り公開するとともに分かりやすく伝える。 	<p>健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課</p>

7) 生活・経済の安定の確保	
<p>ア 市民及び関係機関への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の感染拡大を想定し、個人や事業者に対し感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。 ・集会等の各種行事の自粛について協力要請する準備を行う。また、市主催の各種行事の自粛についても検討する。 ・市民に対し、食料品・生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 ・県の要請に応じ、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように、関係団体等への周知等に適宜協力する。 <p>イ 要援護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染期の要援護者への生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応等支援に備える。 <p>ウ ライフラインの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・水道の安定供給とごみ処理機能の維持を図る。 <p>エ 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の処理能力についての把握・検討を行い、市内感染期で死亡者が増加した場合を想定し、一時遺体安置所を検討する。 	<p>健康長寿課 総務課 市民生活課 教育総務課 子育て支援課 福祉課 上下水道課 観光商工課 農林水産課</p>

(5) 【対応段階】県または市内感染期

○状態
<ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接種歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む
○目的：
<ul style="list-style-type: none"> ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 ・医療体制を維持する。

(具体的対策)

1) 実施体制	関係課等
<p>ア 体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市対策本部」において、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。 <p>※国の緊急事態宣言が発令された場合に「あわら市新型インフルエンザ対策本部」を設置する。</p>	健康長寿課 総務課 政策課 教育総務課 子育て支援課 福祉課 市民生活課 上下水道課 観光商工課 農林水産課
2) 情報収集	
<p>ア 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。 	健康長寿課 総務課
3) 情報提供・共有	
<p>ア 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を利用し、市内・県内の発生状況、対応状況について、市民及び公共施設・観光施設、事業所、養鶏農家等に対し、わかりやすく、出来る限り早く情報提供し、注意喚起を行う。 <p>イ 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会及び関係機関と患者の発生状況や感染予防対策等について情報を共有する。 ・市対策連絡会議を通じ、最新情報を提供し庁内での共有化を図る <p>ウ 体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。 	健康長寿課 総務課 政策課 教育総務課 子育て支援課 福祉課 市民生活課 観光商工課 農林水産課

4) 予防・まん延防止	
<p>ア 市内での感染拡大防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「まん延防止に関するガイドライン」等に基づき、市内の感染拡大防止に努める。 ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人ごみを避けること等の基本的な感染症対策等を勧奨する。 <p>また、事業所に対し当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ・必要に応じて、学校・保育施設等において臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう要請する。 	<p>健康長寿課 総務課 政策課 教育総務課 子育て支援課 福祉課 市民生活課 上下水道課 観光商工課 農林水産課</p>
5) 医療	
<p>ア 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う患者等への対応に協力すると共に、市民に対し、受診の際に事前に医療機関に電話等で連絡したうえで受診するように周知する。 <p>イ 医療物資の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、医療機関等への放出状況等および予防投与状況を把握する。 <p>ウ 在宅で療養する患者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携して、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問介護、食事の提供、医療機関への移送など)や自宅で死亡した患者への対応を行う。 	<p>健康長寿課 総務課</p>
6) 予防接種	
<p>ア 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き対策を継続する。 <p>イ 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民接種を進める。 ・国が実施するワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析に関する情報を把握する。 	<p>健康長寿課 総務課 教育総務課 子育て支援課</p>
7) 生活・経済の安定の確保	
<p>ア 市民及び関係機関への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を踏まえ、市内の事業者に対し、発生情報等に関する情報収集に努め、不要不急の業務の縮小、職場での感染予防策を一層強化し徹底するよう要請する。 	<p>健康長寿課 総務課 市民生活課 教育総務課 子育て支援課</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、食料品・生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占めおよび売り惜しみが生じないよう要請する。 <p>イ 要援護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の協力を得ながら、要援護者への生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応等などの支援に備える。また、介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。 <p>ウ ライフラインの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・水道の安定供給とごみ処理機能の維持を図る。 <p>エ 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者が増加した場合の一時遺体安置所を確保する。また、市内火葬場において緊急時の増枠体制にて対応できるよう調整する。 	<p>福祉課 上下水道課 観光商工課</p>
---	--------------------------------

(6) 【対応段階】 小康期

○状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行はいったん終息している状況
○目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える

(具体的対策)

1) 実施体制	関係課等
<p>ア 市対策本部の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言が解除された時には、速やかに市対策本部を廃止する。 ・ 県主催の「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」に参加し、第二波の流行に備え、連携を強化する対応について情報交換等を行う。 	健康長寿課 総務課
2) 情報収集	
<p>ア 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。 	健康長寿課 総務課
3) 情報提供・共有	
<p>ア 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、市民に対し感染症予防対策等について情報提供する ・ 各媒体・機関を活用し第一波の終息と、第二波発生に備える必要性を情報提供する。 <p>イ 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会及び関係機関、庁内連絡会などの情報共有体制を維持する。 <p>ウ 体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況を見ながら、「相談窓口」を縮小・終了する。 ・ 市民、関係機関等から寄せられた問い合わせ、情報を取りまとめ、体制を評価し、見直しを行う。 	健康長寿課 総務課
4) 予防・まん延防止	
<p>ア 感染予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の感染動向を踏まえつつ、外出などの自粛の解除や、まん延防止対策を順次縮小する。 ・ 第二波の流行に備えて、基本的感染対策を継続する。 	健康長寿課 総務課

5) 医療	
ア 医療体制 ・新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻った時点で、市民及び関係機関に周知する。	健康長寿課 総務課
6) 予防接種	
ア 住民接種 ・流行の第二波に備え、住民接種を進める。	健康長寿課 総務課
7) 生活・経済の安定の確保	
ア 市民への対応 ・必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。	健康長寿課 総務課 市民生活課 教育総務課
イ 要援護者への対応 ・本市及び各関係団体は、要援護者への支援を順次縮小し、対応の見直しを図る。	子育て支援課 福祉課
ウ 遺体の火葬・安置 ・遺体の火葬・安置については、平常時の体制に戻すと共に体制の見直しを図る。	

8 発生段階における主要7項目の主な対策について

	未発生期	海外発生期 県内未発生期	県または 市内発生早期	県または 市内感染期	小康期
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 市対策連絡会議 県新型インフルエンザ等対策地域調整会議参加 行動計画の作成及び見直し(P.15) 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策連絡会議 近隣市との情報交換体制(P.19) 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の準備及び設置(P.23) 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部設置、体制強化(P.26) 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部廃止 第二波の流行に備え連携強化(P.29)
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 感染症等に関する情報収集(P.15) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集強化(P.19、21) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集強化(P.23) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き情報収集(P.26) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き情報収集(P.29)
情報提供 ・共有	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策等の周知 庁内での情報共有 「相談窓口」の設置準備(P.15) 	<ul style="list-style-type: none"> 広報担当チームの設置 庁内、医師会、関係機関との情報共有 「相談窓口」の設置(P.19) 医師会、関係機関と緊急連絡網整備(P.21) 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体による情報提供 庁内、医師会、関係機関との情報共有 「相談窓口」での対応強化(P.24) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き同様の対策を実施(P.26) 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防対策等の情報提供 情報共有体制の維持 「相談窓口」の規模縮小 情報提供体制の評価(P.29)
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 感染予防対策の周知(P.16) 	<ul style="list-style-type: none"> 感染予防対策の周知(P.20) 感染予防対策強化(P.22) 	<ul style="list-style-type: none"> 感染予防・まん延防止対策(P.24) 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止対策の強化(P.27) 	<ul style="list-style-type: none"> 感染予防対策の周知 まん延防止策の縮小と見直し(P.30)
医療	<ul style="list-style-type: none"> 県での医療体制整備状況の把握(P.16) 	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携を図り医療体制協力要請(P.20,22) 県の医療物資の把握(P.22) 	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携を図り医療体制協力要請 県の医療物資の把握(P.24) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の周知 県の医療物資の把握 在宅療養患者への支援(P.27) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の周知(P.30)
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種(特定接種、住民接種)体制の構築(P.16) 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種(特定接種、住民接種)準備・開始(P.20) 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種(特定接種、住民接種)実施(P.25) 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種実施(P.27) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の継続(P.30)
生活・経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への対応 物資および資材の備蓄 火葬能力等の把握・検討(P.16) 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への対応 物資および資材の備蓄 火葬能力等の確保(P.20,22) 	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び関係機関への対応 要援護者への対応 ライフラインの確保 一時遺体安置所の検討(P.25) 	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び関係機関への対応 要援護者への対応 ライフラインの確保 一時遺体安置所の確保(P.28) 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な消費行動の呼びかけ 講じた対策の縮小と見直し(P.30)

※国の緊急事態宣言が発令された場合に「あわら市新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

